

**要望事項 (優先順位 4)**

不法投棄対策

**要 旨**

国道367号線や、旧道、登山道、河川等にゴミ、廃材、廃タイヤ等が捨てられたり、道路脇(民地)に放置されたりなど不法投棄が絶えません。

看板は設置されていますが、追加対策が必要な状況です。不法投棄を辞めさせる対策をお願いします。また、民地に捨てられたゴミについても不法投棄として対応していただきますよう、要望いたします。

**回 答****(環境政策局)**

不法投棄の防止には、早期に発見・対応し、監視していることを不法投棄行為者に気付かせ、不法投棄を思い留まらせることが重要であるため、啓発看板の設置や本市及び本市の委託警備業者が定期的にパトロール等を行い、不法投棄の発見時には行為者等に指導を行っているほか、市民の皆様の自主的な清掃活動の支援を行い、ポイ捨てしにくい環境づくりに努めているところであります。

また、本市では、繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に対して、監視カメラの貸出しを行っておりますので、当該制度の活用も御検討いただければと存じます。

なお、民地につきましては、法令に基づき、土地の管理者等の責任において、清潔を保持することとされておりますので、不法投棄がされにくい環境整備等に御協力いただくようお願いいたします。

今後とも、地域の皆様と一体となって、ポイ捨て、不法投棄対策に取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

**(建設局)**

本市が管理する道路、河川等における不法投棄は、通報やパトロール等で発見次第撤去するとともに、注意喚起看板を設置するなど対応しているところです。更なる看板増設などの追加対策につきましては、今後、検討してまいります。

**(京都府京都土木事務所)**

一級河川高野川の維持管理におきまして、当土木事務所も不法投棄物の対応に苦慮しているところです。現在のところ有効な対策はなく、ゴミ捨て禁止の注意看板や河川美化の啓発看板等の設置を行っているところです。